

外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る届出について

外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る関税法第 50 条第 1 項の届出について受理したので、下記のとおり公告する。

記

1 届出者の住所及び名称

東京都中央区日本橋箱崎町 30 番 1 号
郵船航空サービス株式会社

2 届出に係る場所（保税蔵置場）の名称及び所在地

郵船航空サービス株式会社 成田ジスティックスセンター第 2 保税蔵置場
千葉県山武郡芝山町宝馬字出口向 210-1

3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積

鉄骨造平屋建
1 棟及び土地の各一部 2, 212 平方メートル

4 蔵置貨物の種類

輸出航空貨物

5 許可の期間

自 平成 20 年 9 月 10 日
至 平成 28 年 5 月 26 日

平成 20 年 9 月 10 日

東京税関長

大前忠